

〈ファミリー・サポート・センター総合補償制度のご案内〉

※保険内容適用期間：令和2年5月1日～令和3年5月1日
(この期間を過ぎると保険内容に変更が生じることがあります)

団体総合補償制度費用保険

協力会員が、本センターの紹介により援助活動中や、援助活動のための自宅と援助を受けることも宅や保育所等の往復途上（自宅との通常の経路）において傷害を被ったときに補償します。

事由	保険金額 (補償額)	保険金をお支払いする場合
死亡	500万円	事故日からその日を含めて180日以内の死亡
後遺障害	500万円	事故日から180日以内の後遺障害（等級別割合）
入院（1日）	3000円	事故日から180日以内の入院（入院日数）
手術	3000円×所定倍率	事故日から180日以内の治療のための手術
通院	2000円	事故日より180日以内（90日限度）

賠償責任保険

協力会員が、援助活動中、監督ミスや提供した飲食物等が原因で子供や第三者の身体又財物に損害を与えたことにより、法律上の賠償責任が生じた場合に負担する賠償金等を補償するものです。

事由/対象者	第三者（支払限度額）	依頼会員子供（支払限度額）
対人事故補償	1名3億円1事故20億限度	1名3億円1事故20億限度
対物事故補償	1事故・期間中2000万円	1事故・期間中2000万円
事故対応費用	1事故・期間中1000万円	1事故・期間中1000万円

対人見舞費用

法律上の損害賠償責任が発生しない対人事故についての慣習的な見舞金制度

対人見舞費用	死亡10万円/後遺障害4000円～10万円	
	入院（31日以上）5万円	治療（31日以上）3万円
	（15～30日）3万円	（15～30日）2万円
	（8～14日）2万円	（8～14日）1万円
	（7日以内）1万円	（7日以内）5000円